

「小平町空き家等情報バンク制度要綱」 空き家を登録しませんか？ ～老朽化した住宅等は解体してください～

小平町では、平成18年4月より「空き家等情報バンク制度」の登録を実施しています。

◎「空き家等情報バンク制度」の目的

小平町内のあちこちで「空き家」が目立っており、そのまま放置しておくとうるまじく景観的に支障を及ぼすことが予想されます。このため、これら空き家等の有効利用及び適正な管理を行っていただくのが本要綱の目的です。

空き家をそのまま放置しますと、老朽化がすすみ隣接する住宅や付近を通る歩行者等に悪影響を及ぼすことがあります。著しく老朽化した住宅等は所有者の責任において解体等適切な措置を行ってください。



◎「空き家等情報バンク制度」とは

※ 売買・賃貸希望のある住宅の場合（登録内容を公表します）

今後、所有者において使用が予定されない居住可能な住宅の場合、「空き家情報」として登録していただくことにより、小平町への移住希望者や住宅取得希望者に、登録内容に基づきその情報を公表するものであります。

登録様式に必要な事項を記載のうえ申請いただくことにより、登録が完了します。なお、移住希望者等から照会があった場合、登録内容により情報を提供しますが、詳細の打合せは本人同士で行うこととし、町において仲介等の事務は行いません。

また、契約後のトラブルについても、町は一切関与いたしませんので、この点を十分ご理解いただき登録希望者は申請を行ってください。

※ 売買・賃貸希望がない住宅等の場合（登録内容は公表しません）

売買等の希望がない場合であっても、所有者又は管理者が小平町に居住しなくなった場合、自然災害等によりその建物に何らかの支障がきたした場合、町からその状況を連絡することとするため、この登録申請制度をご利用ください。

◎空き家等の売買が成立した場合、必要な届出等

- 登記変更（登記家屋のみ）〔法務局に〕
- 固定資産税の所有者変更届〔役場財政課に〕



◎問い合わせ先 企画振興課企画振興係 ☎ 内線 207・208